

ふるさと納税の現状及び制度改正に伴う本市への影響について

1 事業の内容

本市の魅力発信と地域経済の振興のため、ふるさと納税（寄附金）制度により本市へ寄附を行う市外に在住する者に対するお礼の品（返礼品）の送付を行う。

2 本市における事業の経過

時期	内容
令和2年8月	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」
令和4年9月	ふるさと納税ポータルサイトを3サイト追加 「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」

3 寄附受入額等

年度	受入実額・受入件数		計	翌年度課税分 市民税寄附金控除 (他市への流出額)
	他室課分	ポータルサイト 経由分		
令和2年度	24,931千円 310件	484,265千円 32,300件	509,196千円 32,610件	1,620,725千円 31,511人
令和3年度	25,630千円 84件	723,111千円 43,756件	748,741千円 43,840件	2,048,968千円 40,064人
令和4年度	62,558千円 52件	951,763千円 50,696件	1,014,321千円 50,748件	2,376,860千円 46,954人
令和5年度 8月末時点	(未集計)	393,133千円 20,694件	(未集計)	—

4 返礼品数（令和5年度は9月時点）

(1) 返礼品提供事業者数及び返礼品数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業者数（品数）	27（106）	35（123）	40（158）	45（229）

(2) 返礼品目

ビール・お酒	菓子・スイーツ	惣菜・加工品	野菜
8品	50品	66品	2品
飲料・ドリンク	美容	雑貨・日用品	サービス（役務）
15品	11品	59品	18品

5 制度改正

(1) 改正の概要

総務省告示の改正（令和5年6月27日付け第244号）により、令和5年10月1日以降の期間を対象として、返礼品の地場産品基準や募集に要する費用の基準等が改正された。

(2) 本市への主な影響

別紙（資料1-2）のとおり

(3) 本市の対応

個別の返礼品ごとに改正後の経費割合基準を満たすよう設定するため、一部の返礼品について、寄附設定金額の値上げを行った。